農業農村整備事業における「現場環境改善費」の試行要領

1 趣旨

建設産業においては、若手技術者や女性技術者等の将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、工事現場においては、周辺住民の工事への理解、協力を得ながら進めることが重要であり、地域との連携等が求められている。

そのため、本要領では、工事現場における現場環境改善の取扱いを定め、周辺住民の 生活環境への配慮及び一般住民に対する建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働 者の作業環境の改善を図ることとする。

2 対象工事

対象工事は、青森県が発注する農業農村整備事業の工事における全ての屋外工事を対象とする。ただし、以下の工事については本要領の対象外とする。

- (1)施設機械工事(電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く)
- (2)建築工事
- (3)その他現場環境の改善の実施が困難又は効果が期待できない工事

3 実施内容

(1)施工計画書による協議

現場環境改善の実施を希望する場合は、別表の内容のうち、計上項目ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1計上項目のみ2内容)の合計5つの内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載するとともに、その詳細が分かる見積書を提出のうえ、監督職員と協議する。

また、特記仕様書において施工計画書の提出が不要となっている工事については、工事打合簿等により協議する。

(2) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施状況について、監督職員に資料の提示または現地立会による確認を受けるとともに、工事完了後は、現場環境改善の実施状況の写真等を完成書類に添付する。

(3)変更または中止の協議

施工計画書に記載した実施内容等について、現場状況の変化等により実施が困難となった場合は、工事打合簿等により監督職員と協議のうえ、変更または中止することができる。

(4)費用の計上

全ての実施項目の履行が確認された場合は、設計変更にて経費の計上を行う。

(5)工事成績評定の取扱い

本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。 なお、現場環境改善の実施が困難となった場合、それを理由とした工事成績評定の 減点は行わない。

4 積算方法

(1)現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は、率計上とし、特別な内容を実施する場合は積み上げ計上とする。

算出式 K = i・Pi+

ただし、K:現場環境改善費(単位:円、1,000 円未満切り捨て)

i:現場環境改善費率(単位:%、小数第3位四捨五入2位止め) Pi:対象額(直接工事費「処分費等を除く」+支給品費+官貸額)

: 積上げ計上分(単位:円、1,000円未満切り捨て)

対象額:Pi		現場環境改善費率: i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) +	5 億円以下の場合	i =261.7 • Pi ^{-0.3279}
支給品費 + 官貸額	5 億円を超える場合	0.37

- (3)積上げ計上分()に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。
- (4)現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (5)現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5 附則

令和2年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和3年9月1日から適用する。

令和4年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和5年6月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和5年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

【別表】

וויות ב		
計上項目	実施する内容(率計上分)	
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減	
営繕関係	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 盗難防止対策(警報器等) 避暑(熱中症予防)・防寒対策 新型コロナウイルス等感染予防対策	
地域連携	地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献	